

[別紙-1] 概要文

直轄国道の維持管理基準について ～現場での取り組み（除草偏）～

南部国道事務所 与那原維持出張所 所長 安次富 長一
管理係長 城間 和樹

1. 目的

これまで直轄国道の維持管理については、気象条件、沿道状況により作業が異なることから清掃、除草、剪定等の全国統一の基準を定めず、地域ごと適切に維持管理を実施してきたが、平成22年度より直轄国道の維持管理基準が定められ、運用していくこととなった。

その基準は、以下のとおりである。

- ・道路巡回：1回／2日（夜間巡回なし）
- ・路面清掃：6回／年（DID 地区）、1回／年（その他地区）
- ・除草：年1回（除草すべき箇所のみ）
- ・剪定：1回／3年（高木）、1回／年（寄植）など。

今回、定められた除草基準は、従来の管理水準を下げるを得ない状況にあり、特に亜熱帯な沖縄にとってかなり厳しい基準であった中での平成22年度の取り組みを報告する。

2. 内容

これまで与那原維持出張所管内の道路の除草頻度は、年2～3回実施してきたが、定められた除草基準で管理を行うため、年度当初に以下のような方針を決めた。

①除草時期の計画

年1回の除草実施時期をどこに設定するか。出張所としては、雑草の成長のピークを迎える10月以降を実施時期として設定

→ 予想以上の苦情、現地の繁茂状況により、設定月よりも前倒しして実施せざるを得なかった。

②苦情対応

苦情に対しては、現地で雑草繁茂による車両・歩行者への影響（危険性）を確認し、対応。

→ 早急な対応が必要な状況であれば、部分的な除草を実施し、それ以外は、苦情者に対し、除草基準（年1回）について説明をして理解してもらう。

③防草対策の実施

除草面積を減らす。特に交差点部や取付道路等の雑草繁茂による影響が大きな箇所で実施。

→ 予算内で実施。試験的な防草対策も同時に取り組む。

3. 結論

当初維持管理基準で定められた除草基準（年1回）については、多くの苦情が寄せられ、マスコミにも取り上げられた。そのため、沖縄局版の除草作業の目安を設定し、頻度（回数）ではなく状況に応じた除草を実施することになった。

また、平成23年度に維持管理基準についても除草基準は、頻度から状況に応じて実施できるように見直された。

4. 今後の課題

高木剪定や路面清掃の管理基準についても見直しが必要であると考えられる。